平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、気仙沼市岩月台ノ沢地内で22,726台／日であり、混雑度は1.82となっている。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られ、三陸沿岸地域の早期復興に寄与することが認められる。また、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるほか、自然災害発生時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年11月及び平成24年１月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による特別天然記念物であるニホンカモシカ、天然記念物であるコクガン、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。ニホンカモシカについては、計画路線は生息域の一部を通過するものの、周辺に生息環境が広く分布していることなどから影響は小さいとされている。オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから影響は小さいとされているが、営巣地を移動して繁殖する可能性があることから、起業者はモニタリング調査を継続することとしている。コクガン、オジロワシ、オオワシ、イヌワシ及びハヤブサについては、計画路線は主な生息環境を通過しないことなどから影響はないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキキョウ、ノダイオウ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、このうち１箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存の措置が講じられている。起業者は、残る２箇所についても宮城県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成18年４月21日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、現道は慢性的な交通混雑が発生しているほか、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸地域道路整備促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県気仙沼市役所

国会事項

衆議院

議案提出

十一月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

内閣府設置法の一部を改正する法律案
人権委員会設置法案
人権擁護委員法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

学校におけるトイレに関する質問主意書（木村太郎提出）
東日本大震災からの復興のために内閣の取り組みを求める三課題の夏以降の進展に関する質問主意書（橘慶一郎提出）
いわゆる東京電力女性社員殺害事件で無期懲役とされた人物の無罪が明らかになった件に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

答弁書受領

十一月九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出電気料金引き上げ傾向に関する質問に対する答弁書
衆議院議員三宅雪子提出利根川・江戸川有識者会議に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳提出米兵の性暴力・犯罪に対する認識、対策等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博提出いわゆる東京電力女性社員殺害事件で無期懲役とされた人物の無罪が明らかになった件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎提出「医師臨床研修マッチング」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎提出「深層崩壊」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員塩川鉄也提出野田内閣の内閣官房機密費の情報公開方針に関する質問に対する答弁書